

Monthly Report

2018年4月号

特集

「春は安全運転
の季節です」

春はスタートの季節であり、職場や学校など様々な場面で環境が変化します。このため、慣れない仕事や道路など、安全運転の妨げとなる要因が増え、自動車事故の危険性も高まっています。

万が一、業務使用などで自動車事故を起した場合、会社へ様々な損失を及ぼすことになり兼ねません。裏面に、自動車事故から生じる企業の損失について整理しましたので、ご確認ください。

また、この時期には「春の全国交通安全運動」が実施されますので、この運動を実践しながら安全運転に取り組みましょう。

1. 春の交通安全運動

春の「全国交通安全運動（内閣府・警察庁等主催）」が、次の要領にて実施されます。日頃の運転を見直すいい機会と捉えて、安全運転の徹底に努めましょう。

■期間：4月6日（金）～15日（日）

■重点テーマ

①子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

②自転車の安全利用の推進

<自転車安全利用五則>

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 子供はヘルメットを着用

③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

④飲酒運転の根絶



※平成30年春の全国交通安全運動推進要綱
http://www.8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/h30_haru/youkou.htm
(2018.3.7 閲覧)



SOMPO ホールディングス
損保ジャパン日本興亜

2. 自動車事故から生じる企業の損失

自動車事故が発生した場合の企業の損失は、直接的損失と間接的損失に整理できます。地域での企業イメージ低下など数値化できない損失は、企業活動自体に影響を与えかねません。



3. つぐないきれないもの

重大事故の場合、上記の様々な責任を果たしたとしても、加害者は職業面、家庭面、金銭面で、事故前と同じ生活を送ることは困難になります。

また、加害者の後悔の念、精神的な苦悩は計り知れないものがあります。

そうした加害者（交通刑務所で刑に服している方々）の手記を、東京都交通安全協会（協力警視庁）が毎年発行していますので、是非ご一読をお勧めします。

※一般財団法人東京都交通安全協会「贖い（あがない）の日々」
<https://www.tou-an-kyo.or.jp/kouhoushiagana/jst.htm>
 (2018.3.7閲覧)



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 ホームページ <http://www.sjnk.co.jp>

お問い合わせ先
帝人エージェンシー株式会社 保険事業部
 〒550-8587
 大阪市西区土佐堀 1-3-7
 肥後橋シミズビル 16階
 TEL 06-6459-5100 FAX 06-6459-6045
 E-mail hoken@teijin.co.jp